

『海東諸国紀』と『建州紀程図記』の異同と継承関係

朴正珉 全北研究院副研究委員

研究期間：2017年7月1日～2018年2月28日

受入機関：九州大学大学院

## 要 旨

『海東諸国紀』と『建州紀程図記』は、朝鮮前期における日本と女真に対する情報を詳細に伝えるにとどまらず、当時の両国関係の理解に大いに寄与する史料である。よって、1930年代から現在に至るまで韓国・日本・中国・アメリカなどで関心を集め、多くの研究成果が積み重ねられてきた。ただし、既存の研究は各史料を朝鮮と日本、あるいは朝鮮と建州女真の関係のみから検討するにとどまったという点で、不足がある感は否めない。『海東諸国紀』については、朝鮮と日本との関係や使臣に対する接待規則及び当時の日本に対する歴史と風俗・社会・経済・地理・地図などに対する分析がなされた。一方、『建州紀程図記』については、ヌルハチ（Nurhachi）が勃興した時期の史料であるという特殊性から、建州衛の社会構造と慣習などに研究が集中し、八旗制度の成立という側面を強調したり、清初の境域を考證したりした。

しかし、朝鮮の周辺勢力に対する見聞録を本格的に比較する研究はこれまでなされたことがなかった。『海東諸国紀』は、その編纂から朝鮮後期まで日本使行の指針書として用いられ、『通文館志』『春官志』『増訂交隣志』などの基本典拠になった点を鑑みると、その波及力は言うに及ばない。このような点を念頭に置き『建州紀程図記』の構成や内容をみると、『海東諸国紀』とは多くの部分で類似点を見つけることができる。例えば、地図の編纂、ヌルハチの城に対する詳細な記述、道路及び距離、部落の規模と酋長名、当時の建州衛の状況に対する情報などが、『海東諸国紀』の朝聘応接紀を除いた内容と関連性がある。

朝鮮は1443年に対馬島主と癸亥約条を結び、対日通交体制を整備した。その後、朝鮮は1445年に対女真通交規定を整備した。このように朝鮮の周辺勢力である日本と女真に対する対外政策は大きな枠組みで同じ流れにあるということがわかる。これを論証するために、『海東諸国紀』と『建州紀程図記』の編纂目的とその体裁を検討した。

ここから地図の編纂、道路及び距離、地名の標記、内部状況に対する情報収集、朝鮮関連の記事、王都ヌルハチ城などで両者の共通点を発見することができる。しかし、地図の表記方式、接待規定及び来朝記事の有無、周辺国・勢力との関係及び情報を記述する方式、人物情報の記載様式などで差異がみられた。また、女真に対する見聞録の伝統が『西北諸蕃記』と『建州紀程図記』に継承されたことを明らかにした。このような研究により、今まで連続性の中で語られなかった日本と女真に対する朝鮮前期の外交政策及び情報収集過程を明らかにする契機になればと願う。

## 『海東諸国紀』と『建州紀程図記』の異同と継承関係

## —目次—

1. はじめに
2. 『海東諸国紀』と『建州紀程図記』の編纂目的と体裁
3. 『海東諸国紀』と『建州紀程図記』の異同
4. 『海東諸国紀』と『建州紀程図記』の継承関係の検討
5. おわりに

## 1. はじめに

朝鮮は明に対する事大のもと建国した。太祖代の遼東への征伐計画などでしばらく関係が悪化した時期を除き、朝鮮と明は一貫して友好的な関係を維持した。その一方、朝鮮は周辺から倭人及び女真が侵入するのを防ぎ、彼らを平和的な通交者とすることに主眼を置いた。しかし、日本は中央の統制力が地方まで及んでいなかった。よって、朝鮮は室町幕府以外に、対馬島主を始めとする地方領主とも外交を結んだ。北方の女真も、やはり様々な勢力に分かれているので、朝鮮の朝廷は主要な酋長と直接関係を結んだ。つまり、外交対象として日本と女真は複雑な様相を帯び、勢力ごとに朝鮮に対する立場が異なっていたため、対処し難い側面が露呈したのである。朝鮮はこれを解決する方案の一つとして、日本と女真に対する情報の収集につとめた。このような過程から生み出されたものが『海東諸国紀』と『建州紀程図記』である。

『海東諸国紀』と『建州紀程図記』は、朝鮮前期における日本と女真に対する情報を詳細に伝えるにとどまらず、当時における両者との関係の理解に大いに寄与する史料である。よって、1930年代から現在に至るまで、韓国・日本・中国・アメリカなどで関心を集め、多くの研究成果が積み重ねられてきた。ただし、既存の研究は各史料を朝鮮と日本、あるいは朝鮮と建州女真の関係のみから考察したという点で、不足がある感は否めない。『海東諸国紀』については、朝鮮と日本との関係や使臣に対する接待規則及び当時の日本に対する歴史と風俗、社会・経済・地理・地図などに対する分析がなされた。一方、『建州紀程図記』については、ヌルハチ(Nurhachi)が勃興した時期の史料であるという特殊性から、建州衛の社会構造と慣習などに研究が集中し、八旗制度の成立という側面を強調したり、清初の境域を考證したりした。

しかし、朝鮮の周辺勢力に対する見聞録を本格的に比較する研究はこれまでなされたことがなかった。『海東諸国紀』は、その編纂から朝鮮後期まで日本使行の指針書として用いられ、『通文館志』『春官志』『増訂交隣志』などの基本典拠になった点を鑑みると、その波及力については言及するまでもない。このような点を念頭に置き、『建州紀程図記』の構成や内容をみると、『海東諸国紀』は多くの部分で類似点を見つけることができる。例えば、地図の編纂、ヌルハチの城に対する詳細な記述、道路及び距離、部落の規模と酋長名、当時の建州衛の状況に対する情報などが、『海東諸国紀』の朝聘応接紀を除いた内容と連関性がある。

朝鮮は1443年に対馬島主と癸亥約条を結び、対日通交体制を整備した。その後、朝鮮は1445年に対女真通交規定を整備した。このように朝鮮の周辺勢力である日本と女真に対する対外政策は大きな枠組みで同じ流れにあることがわかる。ここではまず、『海東諸国紀』と『建州紀程図記』の作成の背景と体制を分析し、共通点と相違点を比較した後、『建州紀程図記』が『海東諸国紀』を継承した点を考察する。これを通して朝鮮の対日本及び女真政策の実体をより具体的に確認できるであろう。

## 2. 『海東諸国紀』と『建州紀程図記』の編纂目的と体裁

### (1) 『海東諸国紀』と『建州紀程図記』の編纂目的

『海東諸国紀』は、1471年（成宗2）に申叔舟が国王の命令を受けて朝鮮と日本の古い典籍を参考に、日本に通信使の書状官として往来した経験をもとに完成したものである。当時の朝鮮が目標とした対日関係は、倭寇禁圧と通交体制の構築であった。朝鮮は建国直後から倭寇の防止のために幕府の将軍と交渉したが、望むような結果を得ることはできなかった。これを受けて朝鮮は、九州探題や対馬島主のような有力な諸侯や倭寇勢力と直接交渉して様々な特権を与え、通交体制を完成した。このほか様々な倭寇対策と外寇的な交渉の結果、倭寇はしだいに使送倭人・興利倭人・向化倭人などの平和的な通交者に転換した。

特に癸亥約条の成立後、対日通交体制が安定した。しかし、1460年代に日本人来住者や三浦恒居倭人が急増したため、朝鮮は通交体制と関連する諸規定を再度整備する必要に迫られることになる。そのために、日本人の習性と内部情報等の実情を把握しなければならなかった。このような状況下で申叔舟は国王の命令を受けて『海東諸国紀』を作成した。よって、これは日本と琉球の歴史・地理・風俗・言語・通交の実情などを克明に記述した総合的な研究書であるという評価を受けてもいるのである。

一方、建州女真是、現在の遼寧省新賓県と桓仁県一帯を中心に居住する勢力であった。彼らは朝鮮と明との間に位置する地政学上の理由から、両者と緊密な関係を結んだ。ただ、建州女真是1467年と1479年に朝明連合軍による征伐を被り、その後の成宗代にしばらく朝鮮と友好的な関係を結んだものの、1490年頃から再び悪化することになった。そして燕山君代の童清礼の使行以降、朝鮮との交渉はほぼ断絶してしまった。

しかし、ヌルハチが登場して両者の関係に変化の兆候があらわれる。彼は壬辰倭乱中に朝鮮に援兵を送ろうとし、朝鮮人を刷還するとして朝鮮と交渉しようとした。朝鮮はヌルハチの要求を完全に無視したが、1595年（宣祖28）8月に発生した「渭源採蔘事件」により、彼らの侵入の危険が高まった。朝鮮は防御態勢を整える一方、この問題の解決のために朝鮮にいた明の遊撃胡大受に仲裁を求めた。胡大受は余希元と楊大朝・郷通事の河世国をヌルハチに送り、この事件を円満に解決した。ヌルハチは、これ以降にも管下人を平安道満浦に送り書信の交換を要求した。結局朝鮮の朝廷は、漢城府南部主簿の申忠一を1592年12月にヌルハチに送った。

申忠一は使行を終えた後、当時の見聞を記録した書契を提出した。『宣祖実録』には図の部分がないが、後日発見された『建州紀程図記』には地図が含まれていた。ここには建州女真に対する山川の緩急、道里の遠近、城柵の大小、家屋の多少、土馬の衆寡、耕農の秘密、問答の真偽などが記録されている。つまり、『建州紀程図記』の作成背景は、ヌルハチとの交渉及びその実体を把握するためであった。

### (2) 『海東諸国紀』と『建州紀程図記』の目次と体裁

『海東諸国紀』は序文に確認できるように、申叔舟自身の使行経験及び朝鮮と日本の古い典籍を参考に作成したものである。編纂機間も比較的余裕があったので、その内容も体系的である。『海東諸国紀』の目次は、序・目録・凡例・地図・日本国紀・琉球国紀・朝聘応接紀・附録等に区分できる。この中でも主要な内容を表に示すと次の通りである。

<表1> 『海東諸国紀』の体裁と内容

分類	項目	備考
地図	海東諸国總図、日本本国之図、日本国西海道、九州之図、日本国一崎島之図、日本国対馬島之図、琉球国之図と熊川薺浦之図、東萊富山浦之図、蔚山塩浦之図	日本地図7枚、朝鮮地図3枚

日本国紀	天皇代序、国王代序、国俗、道路里数、八道六十州」 (対馬島壱岐島を添付)	日本の歴史及び地理・環境・通 交者(来朝者)の現況
琉球国紀	国王代序、国都、国俗、道路里数	
朝聘應接紀	使船定数、諸使定例等の通交者の応接に関する内容 29 項目	
その他	前部：序、目録、凡例 後部：「畠山展」に送る書啓、語音翻訳	

一方『建州紀程図記』は、申忠一が使行を終えた後、直ちに報告書の様式で作成して国王にささげたものである。よって、『建州紀程図記』は『海東諸国紀』に比べて編纂期間が短かった。それだけ建州女真と関連した書籍などを参考にする物理的な時間が少なく、ただ申忠一が見聞きし経験した内容のみを記録しており、あまり体系的でないという特徴がある。

『建州紀程図記』の内容を大まかに分類すると三つに分けることができる。一つ目は、1595年12月に申忠一が江界に到着した後、満浦で嚮導である童女乙古などとともに佛阿拉(Feala)城に向けて出発した内容を簡略に紹介する導入部分である(序)。二つ目は、同年12月22日から満浦から12月28日に仏阿拉城に到着するまでの旅を描き、関連する地名と内容を明記した地図部分である(地図)。三つ目は、12月28日に到着した後、翌年の1月5日に朝鮮に発つまで佛阿拉城にとどまって収集した情報、涇源採蔘事件と関連した外交懸案等の内容を記載したものである(書啓)。

この中の二つ目と三つ目の部分が重要な情報を提供している。まず、地図部分は満浦鎮から佛阿拉城に至る道路と山川を描き、中間に主要な部落の酋長名と戸数、主要地点との距離、前日の出発地からの主要な木柵と烽燧などの防御体制などを記述した。特に、注記を設けて補完説明する内容を付記した。ここには計26の地名が登場し、明と朝鮮のみならず、葉赫(Yehe)などの周辺勢力等の動向を知ることのできる内容も記載されている。また、地理的な正確さも非常に高く、これを土台に具体的な地名と使行路を把握することができる。書啓部分は「一、奴酋家、在小酋家北、南向造排、小酋家、在奴酋家南、向北進排。一、外城周僅十里、内城周二馬場許…」の形式で、一つずつ計97の項目から成り、様々な情報が収集されている。これを内容ごとに分類すると次の通りである。

<表2> 『建州紀程図記』書契の内容と分類

分類	内容	個数	備考
人物	ヌルハチ、スルハチ(Šurgaci: 舒爾哈齊)、 その他(馬臣、佟羊才、歪乃等)	16	ヌルハチ関連10個、スルハチ3個
内外城	佛阿拉城の内外部関連	15	
周辺勢力	扈倫四部(海西女真)、蒙古、温火(河)衛、毛麟 (麟)衛	15	扈倫四部5個、蒙古4個、 温火衛4個、毛麟衛2個
建州衛関連	風俗、制度、社会、刑罰、農業、居住形態、動向、 領域	14	
軍事	軍事、防御体制、屯田	11	軍事7個
接待	申忠一一行の接待	11	
外交懸案	涇源採蔘事件、被擄人関連、豆満江流域陣設置問題	7	

明関係	ヌルハチが明に送った書契内容、印章、主要鎮堡の距離等	4	
その他		4	

これらから『海東諸国紀』と『建州紀程図記』の目次と体裁は、制作の目的及び当時の状況などから完全には一致しないことがわかる。しかし、その主要な内容のうち地図及び日本・琉球国紀は『建州紀程図記』の地図と書契に一部一致する様相も見せており、また一方で異なる部分もみられる。では、次章において本格的に両者の差異についてみていこう。

### 3. 『海東諸国紀』と『建州紀程図記』の異同

『海東諸国紀』と『建州紀程図記』は、朝鮮の周辺勢力に対する情報を収集した記録であるという点で共通するが、編纂時期・対象・目的・過程・様式など様々な点で相違点もある。また共通点の中にも様々な相違点がある。ここでは、まず両者の内容にあらわれる共通点と相違点をみってみる。

#### (1) 共通点

##### (a) 地図の編纂

『海東諸国紀』と『建州紀程図記』において、最も目を引く共通点は、地図部分である。地図は空間の表象を一定の形式で表現したもので、表現したいものの縮図といえる。ただし、『海東諸国紀』と『建州紀程図記』の地図部分の形式はそれぞれ異なる様子を見せる。とはいえ、その内容において類似した部分も相当数発見される。

一つ目は、凡例を色で区分した点である。『海東諸国紀』の凡例では、「道路の境界は黄、州の境界は黒、道路は赤」で、「山は黒、水は青、道路は赤」で区分した。二つ目は、『海東諸国紀』と『建州紀程図記』ともに、日本・琉球・建州衛の国都（京都・那覇・佛阿拉）に至る海路（道路）が里数の標記とともに正確に収録されている点である。例えば、『海東諸国紀』では、航路が木版本で白い線で描かれている。特に『海東諸国紀』の白い線は、中世の海上交通路を記録したものとして博多商人の活動範囲を記録しており、それは朝鮮から日本と琉球の国都（京都・首里）に至る航路でもあり、畿内までが主要な関心の範囲であった点もわかる。一方の『建州紀程図記』は図録に申忠一が佛阿拉城まで往来した道路を赤色で表記した。

三つ目は朝鮮の音と訓で表記した。『海東諸国紀』の対馬島の浦口の名称の中で船越の日本語発音である「ふなこし」を「訓羅串」としたように、地名を朝鮮人が見分けられるように「訓借」と「音借」の方式を混用したのである。『建州紀程図記』の地名も満州語を漢字で音借した。例えば、蔓遮嶺と蔓遮部落の蔓遮は、満洲後の発音[macabira]（新開河）をハングルで伝写した「왕가」である。よって、『海東諸国紀』と『建州紀程図記』の地名表記は同じ様式であると考えられる。

##### (b) 道路及び距離

『海東諸国紀』には釜山浦から対馬→壱岐島→博多→赤間関（下関）→兵庫関等を経て王城（京都）まで行く海路と陸路を地図に表記した。そして「日本国紀」の「道路里数」には、さらに詳細に主要な拠点を記載した。また、釜山浦から王城まで計3400里余りの距離を表記した。注目すべき点は、釜山浦から都伊沙只までを48里、船越浦から壱岐島の風本浦までを48里等、主要な拠点の距離を記載した点である。

『建州紀程図記』もやはり出発地から目的地までの道路を地図に記した。そして宿泊するたびに前日に出発したところからの距離を記した。例えば、12月24日に蔓遮部落に宿泊した申忠一は、ここが前日宿泊し

た者皮洞から1息20余里(約50里)離れていると記載したのである。これを通して満浦から目的地である仏阿拉城までの距離を測ることができ、実際にここに表記された距離をグーグル・アースでキロ換算すると、ほぼ近似した数値になるということもわかる。

このように『海東諸国紀』と『建州紀程図記』には、目的地に至る道路を描き、距離を記すという共通点がみられた。これは両者の基本的な編纂目的が使行にあり、そのために正確な交通路及び距離の把握が重要であったためと考えられる。

(c) 地名の表記

『海東諸国紀』の地図部分及び本文に相当数の日本中世の地名が記載されている。特に、朝鮮と地理的に近く密接な関係を結んでいる対馬島と壱岐島、九州地域は、他の地域に比してはるかに詳細であり、数多くの地名が記されている。その中でも代表的なものとして、対馬島は8郡82浦と壱岐島7郷13里14浦を始めとする199個が記録されており、戸数・人口・軍丁数などがある。また各浦所の位置や排列、地名を実際のまま正確な地点に書き記したことから、今日その位置を把握する一助となっている。

同じく、『建州紀程図記』も地図部分に申忠一が往来し把握した部落が記載されている。大部分は、「胡家3座」のようにその部落の戸数のみが記載されている。その代わり、主要な部落はその酋長名と主要拠点との距離、朝鮮などに関連する内容が注記に記されている。『建州紀程図記』には計50個余りの部落があったことが把握できる。このほかに者皮洞、蔓遮嶺、土城、鬱靈山城(五女山城)等の主要な地名も26個あり、注記に様々な情報を記している。これを土台に現在残っている遺跡からそれらの位置を比定することができる。このように、双方ともに地名を最大限詳細に記録したという共通点がある。

(d) 内部状況に対する情報

『海東諸国紀』と『建州紀程図記』は内部状況を示す方式にも相当部分の類似点が発見される。「天皇代序」と「国王代序」では簡略に当時の天皇(後花園天皇)と国王(足利義政)を叙述している。『建州紀程図記』もやはり当時の建州女真を治めつつあったヌルハチ(奴酋)のみならず、ヌルハチ(小酋)の家系図と人物などについても記述した。ただそれだけでなく、『海東諸国紀』の「国俗」には日本文化と風俗などを記述した。同じく『建州紀程図記』にもこれと似た叙述が相当数確認できる。具体的に両者が一致するいくつかの事例をあげると次の<表3>の通りである。

<表3> 内部情報の共通点

項目	『海東諸国紀』	『建州紀程図記』
領域	其地始於黒龍江之北、至于我濟州之南、与琉球相接。	建州衛、自西遼東界、東至蔓遮部落、以我国地方準計、則西自昌城、東止高山里、左衛也。老江上、右衛、海西衛地界云。
風習	男子断髮而束之、人佩短劍、婦人拔其眉而黛其額、背垂其髮。而続之以髻、其長曳地。男女冶容者、皆黒染其齒。	胡俗、皆剃髮、只留腦後小許、上下二条、辮結以垂、口髭亦留左右十餘莖、餘皆鑷去。
刑罰	刑無笞杖、或籍家産、或流竄、重則殺之。	奴酋不用刑杖、有罪者、只以鳴鏑箭、脱其衣而射其背、隨其罪之輕重、而多少之。亦有打腮之罰云。
制度	田賦、取三分之一、無他徭役。(凡有工役皆募人為之)	役軍、則三四日程内部落、每一戸計其男丁之数、分番赴役、每名輸十条云。

住居	人家以木板蓋屋、惟天皇帝所居及寺院、用瓦。	胡家、於屋上及四面、竝以粘泥厚塗、故雖有火災、只燒蓋草而已。
居住形態	人戸皆沿海浦而居、凡八十二浦。(対馬島)	胡人、皆逐水而居、故胡家多於川辺、少於山谷。
農業	水田旱田相半、土宜五穀。(壱岐島)	田地品膏、則粟一斗落種、可穫八九石、瘠則僅得一石云。

(e) 朝鮮関連の記事

『海東諸国紀』の「天皇代序」に8件の韓国関連の記述が収録されており、日本との交流の始まりを明らかにする一助となっている。しかし、これらすべてが朝鮮と関連したものではなく、200年から720年までの古代の百濟・新羅・高句麗と関係する記述である。一方、朝鮮と関連する内容は日本から朝鮮へ渡った来朝者を中心に記述されている。幕府将軍と8名の領主のみならず、8島の来朝者のリストと官職名、また彼らが朝鮮に来朝した時期及び関連内容を記載した。すでに孫承詒が指摘したように、来朝者が多かった九州と対馬島、壱岐島等に対する説明が詳細である。

『建州紀程図記』にも朝鮮と関連した内容が相当数に上る。まず地図部分に確認される者皮洞という名前の由来は、明朝の辛亥年に高山里へ入寇したときに者皮船を造ったところにあると記している。このときの辛亥年は1491年(成宗22)であり、朝鮮を侵攻するために者皮船を造ったところを記載したのである。このほかに、朝鮮軍が建州衛を征伐するとき、朝鮮の兵馬が結陣したという古營丘にも関連する説明を記録した。書契部分にも彼らの来朝要求、渭源採蔘事件、豆満江の向かい側に鎮を設置する内容と関連する外交の懸案などを記載した。

(f) 王都/ヌルハチ城

『海東諸国紀』の「八道六十六州」には<畿内五州>の項目がある。ここは当時日本の天皇と国王がいた国都(京都)である。よって、その山川の形勢と天皇宮・国王殿だけでなく、畠山殿・細川殿・左武衛殿・京極殿・山名殿・大内殿・少弐殿といった室町幕府の管領家の情報も記載した。ここには、その位置・業務・軍事規模・農耕・朝鮮との関係などが記録されている。また、<日本本国地図>に日本の国都部分が実際より大きく描かれている。同じく琉球国の国都も比較的詳細である。

『建州紀程図記』には地図部分の終わりにヌルハチが居住する仏阿拉城があり、この地形と形勢を知ることができる。<日本本国地図>と同じく仏阿拉城も実際より大きく描かれている。ここで注目すべきは、申忠一が「木柵内奴曾家図」と「外城内小曾家図」というヌルハチとヌルハチの家屋構造を別々に描いたという点である。一方、書契にも実に15個項目に及ぶ内外城に関する叙述がある。つまり、両者はともに首都に対する情報収集が必要で、最大限多くの内容を明記したものとみられる。

(2) 相違点

(a) 地図

前述したように、『海東諸国紀』と『建州紀程図記』には地図という共通点がある。しかし詳細に見るといくつもの相違点も発見できる。一つ目は、『海東諸国紀』の地図10枚の中に、日本全体図と各地域の地図、3枚の三浦地図が添付されている。すなわち、日本の全体図と部分図、対日外交に重要地点である三浦の地図である。一方の『建州紀程図記』では、満浦から佛阿拉城に至る山川と路程が一枚の中に同時に描かれている。

二つ目は、『海東諸国紀』は主要地域の州の境界などが明確に描かれており、五畿七道で幹線道路及び地名を記録する行基図様式を帯びている。対する『建州紀程図記』は建州女真の全体の地図ではなく、ただ申忠

一行が往来した周辺の山川を描いたという点に大きな特徴がある。また、州の境界を区分せず、山川と道路、皇帝墓（将軍塚）、（広開土王陵）碑、古宮邸などの主要遺跡地を明記した。ここには地名のみならず、主要地点、施設などについて注記にて簡単な説明をするという相違点もある。

三つ目として、『海東諸国紀』の日本地図部分には、城あるいは木柵、煙台のような関防施設の情報がみられない。『建州紀程図記』は仏阿拉城を始めとする皇城（国内城）、土城などが描かれていて、鬱靈山城と石城などが記載されている。また、煙台と木柵などを記載したが、これにより仏阿拉城と近い地点（現在の旺清辺門）から建州女真の煙台、木柵など関防施設が急増する様相をうかがい知ることができる。

四つ目に、里数を算定する方式に差異がある。『海東諸国紀』には凡例に「道路は日本の里数を利用したが、彼らの1里は朝鮮の10里に準じるという」とした。他方『建州紀程図記』の里数は朝鮮式であった。『建州紀程図記』の往来路を分析すると、このときの10里はほぼ4km内外である。『海東諸国紀』の1里は朝鮮式に換算すると40kmほどであるが、実際の距離はそうではない。例えば、赤間関（下関）は博多から30里であるとしたが、グーグル・アースを利用して距離を測定すると、約90km程度である。一方の日本本国地図では20里であるとしたため、（日本式）1里は30～40km程度とみることができる。

五つ目に、『海東諸国紀』の「日本国紀」、「琉球国紀」などで農耕地の規模、家畜の多少などを記載したが、地図ではこのような表記がみられない。しかし、『建州紀程図記』は「奴酋農幕」、「小酋農幕」、「馬50餘匹牧野」「養戦馬50餘匹」などと農業と牧畜の様子を記載している。注記でも建州女真の農耕地について「開墾されていない土地は無く、山の上まで多くが開墾されている」とし、彼らの農耕に注目している。

このような点等から、『建州紀程図記』の地図は、『海東諸国紀』より該当地域に対する多くの情報を含んだ地理史のような性格であったと考えられる。

#### (b) 接待規定

『海東諸国紀』と『建州紀程図記』で最も大きな差異を確認できる部分が、まさに「朝聘応接紀」に集約される接待規定の有無である。『海東諸国紀』の作成目的のうち最も重要な点の一つ、倭人の接待既定の施行過程にあらわれる問題点や未整備な点を補完して、彼らと友好的な関係を維持しようというものである。

朝鮮は成宗初めに倭人の接待規定を制度として完備したが、その産物が『海東諸国紀』の「朝聘応接紀」である。ここには、日本の使臣を国王使、巨酋使、九州節度使と対馬島主特送、諸酋使と対馬島人、受職人の四等級に分けて接待するという諸使定例を始めとし、来朝者が倭船を三浦に分泊させ、輪番で停泊させる規定をつくった。また、使送船の大小と船夫の数を定めて諸弊害をなくそうとし、また船隻の点検と修理及び滞留期限も定めて彼らが長くとどまる慣例を変えようとした。このほかに、通交倭人が三浦にとどまるとき、宴会を催す回数と飲食の接待、帰国するときに必要な食糧に至るまで細かく規定した。

一方、『建州紀程図記』が作成された時期の朝鮮と建州女真の関係は断絶して接待規定を整備する必要がなかったため、『建州紀程図記』は『海東諸国紀』と異なり、建州女真に対する接待規定が記載されなかった。反対に、そこには申忠一行がヌルハチとスルハチに接待を受けた内容が11個項目記されている。「宴宴時、庁外吹打、庁内弾琵琶、吹洞簫唢柳。餘皆環立、拘手唱曲、以助酒興」のように、記述の大部分は申忠一行が接待を受けたときに観察した簡略な内容である。このような理由で両者の接待規定は、全く異なる様相をみせている。

#### (c) 来朝記事

『海東諸国紀』の編纂目的の一つが、倭人を平和的な通交者とし、朝鮮の通交体制に順応させることであった。よって、朝鮮は現実問題として来朝者に対する正確な情報を収集する必要があった。申叔舟は「日本国紀」と「琉球国紀」に来朝記録を収録したが、彼らの来朝は国都である畿内5州を始めとする全地域で計198名を数えた。ここには各地域の来朝者のリスト、受職人、図書発給者、歳遣船約定者及び規模、来朝

時の朝鮮と関連した内容などを記載した。特に朝鮮と近接し関係が深い対馬島と壱岐島、西海道の九州に対する説明は詳細である。

しかし、『建州紀程図記』は建州女真とは個別に通交した内容がない。例外的に、童汝乙古が馬臣に対して熊皮と鹿皮を持って行き満浦にて売り、牛を買えるようにしてくれということがあった。しかし、馬臣がこの内容をヌルハチに報告するや、彼は「朝鮮から上京を許諾する前には、お前たちが先んじて満浦に行つて売買することは絶対にできない」として許可せず、童汝乙古の己卯は実行されなかった。そのため、『海東諸国紀』には来朝に関連する記述が頻繁に登場するが、『建州紀程図記』にはみられないのである。これは前述したように、約 100 年の間、建州女真が朝鮮に来朝しなかったためである。このような点もやはり、両者を作成した時代的な背景に起因するということを示していると考えられる。

#### (d) 周辺国/勢力との関係及び情報

『海東諸国紀』では、日本と中国などとの関係、あるいは交流をほぼ扱っていない。ただし、「日本国紀」の〈西海道九州〉において博多を説明しつつ、「琉球国と南蛮などの商船が集まる地域である」という程度の言及がある。「琉球国紀」の国都に「年ごとに中国に使臣を送り硫黄 6 万斤と馬 40 匹を納めた」という表現と、国俗に「…西側では南蛮と中国に交通し、東側では日本と朝鮮と交通する。日本及び南蛮の商船もその国都と海辺の浦口に集まるので、国人たちが浦口に酒場を置いて互いに交易した」という程度に、中国及び南蛮勢力と通交する様子を記録している。

一方、『建州紀程図記』には周辺勢力と関連した内容が相当数ある。書契の 97 個の項目のうち、明を含む蒙古・温火衛・毛隣衛・扈倫四部の項目が 19 個も占める。例えば、「毛隣衛の曾胡老佟（老土）が戦馬 70 匹と獬皮 100 枚余りを礼物として納めたので、12 月初めに投降したといひます」のように、当時の毛隣衛の有力な曾長の中の一人である老土と関連する情報を交換したのである。「地図」の部分でも明・葉赫（Yehe）などの地理情報まで含まれている。

当時のヌルハチは女真勢力を統合する過程にあつて、『建州紀程図記』で触れられているように、1593 年に 9 部連合軍と戦いを交えたりもした。また、建州女真は地理的に強大国である明・蒙古の近隣に位置した。よって周辺国あるいは勢力に対する情報を収集する他なく、有能な観察者であつた申忠一はそれらに関連する内容を記載したものとみられる。つまり、両者の地理的な位置と時期的な特性から、このような差異があらわれたのである。

#### (e) 人物の情報

『海東諸国紀』には当時の天皇である御花園天皇〔後花園天皇〕と国王源義政〔足利義政〕などをはじめとした、主要な領主たちと朝鮮に来朝した者達の情報を記している。特に、〈八道六十六州〉、〈対馬島、壱岐〉、〈琉球国〉の来朝関連記述によると来朝者は計 198 名に上る。『建州紀程図記』も、やはりヌルハチとヌルハチをはじめとする申忠一一行を引導した童復乙古、各部落の曾長名、仏阿拉城で彼らを担当した馬臣と佟羊才などの相当数に及ぶ人物が登場する。このような点は両者の共通点であると言える。

しかし、『海東諸国紀』は権力の最高位である御花園天皇と源義政に対する説明が少ない。例えば、御花園天皇は「崇光天皇の曾孫で、名は彦仁である」「国政と隣国との外交関係にも、天皇はともに関与しない」という程度である。源義政も即位過程のみが記述されている。

一方の『建州紀程図記』にはヌルハチに対する情報が詳細である。そこには彼の家系図を描くにとどまらず、「奴曾は肥大でも細身なほうでもないが、体軀が壮健で、鼻はまっすぐで大きく、顔はがっしりして長いです」と、容姿まで表現した。このほか、彼が着た龍紋の服、頭にかぶった貂皮、腰に巻いた銀入絲金帯、彼が履いた靴に至るまでヌルハチの容貌を描写した。また、彼が明から授かった官職、出入りするときの警護状況、直属として率いた将帥の数などを詳細に記載した。

つまり、両国の最高権力者に対する叙述の様相に差異があるということである。このような差異は、両国の状況が異なったためである。周知のとおり、『海東諸国紀』が制作された当時の日本は天皇や室町幕府の中央権力が地方に影響を及ぼすことができなかつた。しかし、『建州紀程図記』では当時興起した建州女真の最高権力者であるヌルハチの動向を把握することが重要な懸案であったため、彼に対する情報を詳細に記載したのである。その代わり、『海東諸国紀』は朝鮮と通交した人物に対する評価と情報が詳細である一方、『建州紀程図記』は対象も少なく簡略であったり、名前のみを記したりする程度である。このような点も、やはり二つの史料を作成した目的自体が異なったことに起因する現象であるとみられる。

#### 4. 『海東諸国紀』と『建州紀程図記』の継承関係の検討

『海東諸国紀』と『建州紀程図記』は、それぞれ日本と建州女真に対する見聞記であり、その制作時期も約120年の差異があるため、接点を探すのは難しい側面がある。よって、その間の両者の比較のみならず、継承関係についても関心をもたざるをえない。しかしながら、『海東諸国紀』と『建州紀程図記』は、朝鮮の周辺勢力に対する見聞録であるという共通点をもっている。また、朝鮮が日本と女真に実施した外交政策は、大きな枠組みでは類似していた。

朝鮮は建国初期から倭人と女真人の来朝を受容し、官職を与える待遇をした。その結果、彼らの来朝が増加し、彼らに対する通交及び接待規定を整備する必要が生じた。特に、世宗代に倭人と女真人などの客使に対する接待原則を本格的に制定した。例えば、彼らが朝会に参列するとき、倭人を東班に女真人を西班に位置するように班次の原則が定められ、『世疏実録五礼』「正至及誕日勤政殿朝賀之図」に彼らの位置が規定された。朝鮮は日本国王使のみならず巨曾使、各地域合属、また女真の大小酋長などを隣国と認識して、彼らと君臣関係を結んだ。朝鮮は国王が臣僚に朝賀を受ける儀式を倭人と女真人にも実施するようにとした。1425年(世宗7)4月に礼曹の啓によって倭使の肅拜節次を定めたが、女真人もやはりこれと同一の手続きを施行したものとみられる。

朝鮮は1438年(世宗20)から1443年まで対馬島主と文引制度及び「癸亥約条」を結ぶなど、集中的に通交体制を整備した。これは朝鮮の強力な倭人統制策となり、対馬島を朝鮮の外交秩序内に編入することに大いに寄与した。最後に、1445年に礼曹から女真人の通交規定を整えた。ここでは種族別の来朝回数・人員・期間・時期・通交違反者の処理などを制定したのである。当時の朝鮮は、女真のみならず明を除いた異なる国家・勢力との関係構築を試みた。よって、この時期の朝鮮は日本と女真に対する通交体制を整備して彼らとの関係を定めたと捉えることができる。

このような観点から『海東諸国紀』と『建州紀程図記』を考察する必要がある。すでに指摘したように、申叔舟の『海東諸国紀』は単純な見聞録でなく、日本を理解し、それに相応する外交実務のための指針書であった。これは、以後の時代にも対日外交の典例となり、朝鮮後期の『通文館志』、『春官志』、『増訂交隣志』などの基本外交実務書となった。では、このような伝統が果たして単純に日本にのみ継承されたのかが疑問となる。前述したように、朝鮮の対女真政策は対日政策と連動する傾向があったためである。

ここで1501年(燕山君7)閏7月に左議政成俊と右議政李克均などが撰進した『西北諸蕃記』と「西北地図」に注目する必要がある。残念ながら、現在『西北諸蕃記』などは伝わっておらず、その内容と形式を知ることはいまはできない。ひとまず題目から類推しうる点は、この書籍の対象は朝鮮の西北側に位置した様々な蕃、つまり鴨緑江以北で朝鮮と関係を保っていた建州女真、温河衛、歧州衛などである可能性が非常に高いということである。そして「西北地図」の存在を通して、ここでも『海東諸国紀』と同じく地図をともに作成し添付していたものとみられる。

これを撰進した成俊と李克均も重要である。成俊は1491年(成宗21)に永安道節度使に任命された後、

尼麻車兀狄哈を征伐するとき、北征副元帥として都元帥許琮を補佐し、1494年に兵曹判書を務めた。李克均は満浦節制使、平安道と永安道の観察使と兵馬節度使などを歴任し、成宗代末には西北面都元帥、燕山君代に警辺使として活躍した。このように彼らは当代最高の女真専門家であることができる。

事実、『西北諸蕃記』の実質的な編集者は李克均と李季全である可能性が大きい。1499年（燕山5）1月に承旨鄭眉寿は、次のように『海東諸国紀』の女真版を作ろうと主張して燕山君の許可を得た。

承旨鄭眉寿啓、海東諸国紀、申叔舟所撰也。日本国道路遠近、風土族系、接待等事、備悉図画、并序以文、故凡接待之礼禮、国家頼之。北方野人之地、則雖鎮帥相繼出入、皆武人、未知族系、風土等事。独李克均、李季全知之、請依海東諸国紀例、纂輯何如。伝曰、可。

ここからこの書籍の題目を知ることはできないが、李克均と李季全が『海東諸国紀』の編纂体制によって叙述した可能性を想定することができる。そして『西北諸蕃記』が『海東諸国紀』の影響を多く受けたことと、周辺国に対する見聞録の制作の伝統も継承していたことを示す。しかし、これを撰進するわずか2年6か月後の1501年閏7月に『西北諸蕃記』と「西北地図」が完成した。また、李季全の名が抜け落ち、成俊と李克均が代表者となっている。

ここにおいては当時の対女真関係と密接な関連がある。1499年2月から4月まで建州女真は平安道仇寧鎮、青水堡、理山郡、碧団と昌州、咸鏡南道三水などを攻撃し、対する燕山君は成俊を主将に、李克均を副将にして征伐を決定した。しかし、三司を中心に征伐への反対意見が示され、軍糧などの問題で延期されたが、翌年1月に征伐は取りやめとなった。その代わりに、平安道と咸鏡道の辺境の各鎮堡の防御所と地形を描き、里数・軍丁・軍糧の数を正確に啓達すると長城を修築する意見が開陳され、そして受容された。このような状況で当時の西征主将と副将に任命され対女真政策を実質的に立案して推進した成俊と李克均の名が代表になったものとみられる。

一方、『西北諸蕃記』の編纂者の中で申叔舟が日本に往来したのとは異なり、建州女真を往来した人物はいなかった。もちろん、往来せずとも建州女真と関連した様々な書籍あるいは報告書などを参考にできる。よって、彼らが何を参考にしたのかを考察する必要がある。朝鮮は以前から建州女真を征伐するために体探人を派遣したり、朴好問のような武臣を派遣して情報を収集したりしたこともあった。

とくに、燕山君の初年には建州女真の絶え間ない使臣派遣要請にこたえ、向化人童清礼を1496年と1497年の二度にわたって派遣した。彼の使行内容は『燕山君日記』に比較的詳細に残っており、当時の建州女真の曾長及び勢力関係、地理、受けた接待の内容、外交懸案などを知ることができる。よって、すでに様々な研究で指摘されたように、『西北諸蕃記』と「西北地図」の制作は彼の見聞が土台になっていた可能性が高い。さらに言及すると、童清礼がこの作成に参与した蓋然性も排除できない。

その後、朝鮮と建州女真の関係はほぼ断絶されたが、ヌルハチの興起及び渭源採蔘事件などで変化が生じることになる。朝鮮は外交上の懸案の解決という基本的な目的のみならず、ヌルハチに対する情報を収集しなければならない必要があった。『西北諸蕃記』があったものの作成されてすでに100年余りが経過し、戦乱の過程で消失した可能性も高かったため、情報を更新するためにも『建州紀程図記』を作成したものとみられる。

残念ながら『西北諸蕃記』は現在残っておらず、正確にその内容を知ることはできない。しかし、『西北諸蕃記』に必ず含まれていたと思われる地図と道路の遠近、風土、族系の内容が『建州紀程図記』にもある。あわせて、城柵と屋廬、農耕、外交上の懸案なども確認できる。このような事実を考慮すると、『建州紀程図記』は『西北諸蕃記』の内容と制作の伝統を継承した可能性が大きいと考えられる。

前述した通り、『西藩諸国紀』は『海東諸国紀』の制作の伝統を継承したとみることができる。よって『建州紀程図記』は、『海東諸国紀』から『西藩諸国紀』へと続く、朝鮮の周辺勢力に対する見聞録の伝統を継承

したものと捉えることができる。そして、建州女真に対する見聞録の制作は、深河戦闘（1619年〔光海11〕）以降、捕虜として捕らえられ帰還した李民賓が捕虜生活の経験を土台に作成した『柵中日録』と『建州見聞録』などへと受け継がれた。

## 5. おわりに

これまでみてきたように、朝鮮前期の日本見聞録であり、日本に対する理解を深める外交実務指針書でもあった『海東諸国紀』が、朝鮮の北方に位置した女真の見聞録である『建州紀程図記』に影響を及ぼしていたことを明らかにした。これを論証するために、『海東諸国紀』と『建州紀程図記』の編纂目的とその体裁を考察した。

双方においては地図の編纂、道路及び距離、地名の標記、内部状況に対する情報収集、朝鮮関連の記事、王都ヌルハチ城などにおいて両者の共通点を発見することができる。一方で、地図の表記方式、接待規定及び来朝記事の有無、周辺国・勢力との関係及び情報を記述する方式、人物情報の記載様式などで差異がみられた。また、女真に対する見聞録の伝統が『西北諸蕃記』と『建州紀程図記』に継承されたことを明らかにした。

このような研究を通して、朝鮮の外交体制がまず日本との関係において形成され、これを対女真関係にも変容して用いたことを具体的に把握できた。ここでは朝鮮前期の日本と女真に対する見聞録について概観することどまったが、今後、より深い研究が進められることを期待する。

## 参考文献

海東諸国紀, 建州紀程図記, 朝鮮王朝実録

- 한문중, 朝鮮前期 對日外交政策 研究, 全北大學校 博士學位論文, 1996  
한문중, 朝鮮前期 향화 수직倭人 研究, 국학자료원, 2001  
손승철, 「海東諸国紀의 사료적 가치」, 한일關係사연구 27, 2007  
한성주, 「朝鮮 燕山君代 童淸禮의 建州三衛 과전에 대하여」, 만주연구 14, 2012  
박정민, 「조선 세종대 여진인 通交体制의 整備」, 한국사연구 163, 2013  
김순남, 「朝鮮전기 최고위 국방 전문가 이극균의 생애와 활동」, 역사와실학 57, 2015  
박정민, 「15세기 후반 建州女眞의 생존 전략」, 明清史研究 44, 2015  
박정민, 「建州좌위 酋長 童倉의 朝鮮 來朝와 활동」, 서울과 역사 93, 2016  
박정민, 「임진왜란기 건주위 使行로의 복원 -建州紀程図記를 중심으로」, 史學研究 129, 2018  
三田村泰助, 「清初の疆域 -續申忠의 建州紀程図記を中心として-」, 朝鮮學報 36, 1965  
申叔舟 著·田中健夫 譯註, 海東諸国紀 -朝鮮人の見た中世の日本と琉球-, 岩波書店, 1991  
佐伯弘次, 「海東諸国紀の日本·琉球図と琉球国図」, 九州史學 144, 2006

## 略 歴

朴正珉

### [学歴]

- 2005年：全北大学校史学科卒業（文学士）
- 2007年：全北大学校史学科卒業（文学修士）
- 2016年：全北大学校史学科卒業（文学博士）

### [経歴]

- 2007年：全北大学校史学科 助教
- 2009年：全北大学校史学科 講師
- 2011年：中国延边大学校民族研究院 訪問学者
- 2012年：全北大学校史学科 講師